大分県土地改良事業団体連合会では、大分県からの委託により、本会内に、 「大分県ため池保全サポートセンター」を開設しました。

開所式

1 日 時 令和3年5月10日(月) 10:00~

2 場 所 土地改良会館 2階役員室

大分市城崎町2丁目2番25号

3 出席者 大分県 農林水産部長 佐藤 章

"農村基盤整備課長 安東 正浩

大分県土地改良事業団体連合会長 義経 賢二

"常務理事 石井 敏



佐藤農林水産部長

義経会長

「大分県ため池保全サポートセンター」開設の経緯

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、農業用ため池の決壊による周辺農地や家屋等への被害を未然に防止するためには、日常よりため池を適切に保全管理することが重要です。しかしながら、ため池は、そのほとんどが明治以前に築造されているなど古いものが多いことや、農村の人口減少・高齢化等により管理体制の脆弱化が進み、日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

そこで、農林水産省では、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を令和元年7月1日に、翌令和2年10月1日には「防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を施行しました。

都道府県は、特別措置法の定めにより、ため池の管理者等に対し技術的な指導、助言等の援助を行うため、土地改良事業団体連合会に必要な協力を求めることができるとされており、当会においてもこの趣旨に則り、ため池の管理体制強化の一助となるべく、管理者に対する相談対応や助言等の支援を行う窓口として、大分県からの委託による「大分県ため池保全サポートセンター」を開設するものです。